

4. 介護サービス事業者における事務負担の軽減等について

- (1) 昨年は、株式会社コムスの不正事案に関連した円滑な事業移行のための指定事務等について多大な御協力をいただき、感謝申しあげる。昨年の不正事案をふまえ、今後も引き続き、介護保険法のみならず、労働関係法規等の他法も含めた法令遵守の徹底を貴都道府県管下の介護サービス事業者に対してご指導願いたい。
- (2) しかしながら、介護サービスを取り巻く状況については、介護労働者の離職率が高い、経営の苦しい事業者がある等の指摘がなされているところである。こうしたことから、事業の経営の効率化と介護労働者の育成や定着を図るための検討の参考とするため、社会保障審議会介護給付費分科会に公益委員等からなるワーキングチームを設置し、昨年末に今後の検討課題について報告されたところである。その中で介護事業の経営や介護労働者の処遇に影響を与えると考えられる要因の1つとして、書類作成や事務に係る負担が可能な限り軽減されるよう規制の見直しが必要ではないかと指摘されているところである。
- (3) 今後、厚生労働省としても事業所の経営や従事者の実態等について詳細に把握・精査した上で、事務負担の軽減について、可能なものから順次検討・実施していく方針であるが、事業者団体に対して書類や事務手続きが負担となっているのか具体的な事項について意見を聞いたところ、例えば法令上、提出の必要がない書類を求められるなど、過度の負担となっているものと見受けられる事項もあったことから、事業者の事務負担に配慮した運用を行われたい。

(4) また、指定事務については、都道府県等の自治事務であり、かつ昨年の不正事案をふまえ、介護サービス事業者に対する指定事務や変更届けについては適切に確認する必要があるが、自治体独自に実施していると考えられる事務手続き等についても、過剰な負担にならないよう、事務自体の見直しをお願いしたい。